県

三 뮹

平 成二十九年

一)

(火曜日)

月

+

兀

日

目

次

〇公安委員会規則

公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月14日

大分県公安委員会委員長 疤 槒 泊

 \succ

大分県公安委員会規則第3号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)の一部を次のように

第12条第1号ア中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える

(エ) タンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けら れた二輪又は三輪の自転車をいう。) に運転者以外の者1人を乗車させている場合

野胆

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年三月十四日

大分県報号外(公安委規則